

平成 22 年第 4 回 定例会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 14 号
至 陳情第 20 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1 4	府中市都市計画図、府中 都市計画概要の実情との 差異についての陳情						1
1 5	都市整備部監察係の行政 についての陳情						4
1 7	府中市白糸台小学校体育 館屋根補強についての陳 情						5
1 8	府中市白糸台小学校校門 前壁面についての陳情						6
1 9	憲法違反の外国人参政権 による選挙を実施しない ことを再確認する陳情						7
2 0	子ども・子育て新システ ム基本制度について府中 市から国に対し計画を撤 回する事を求める陳情						8

陳 情 番 号	1 4	受理年月日	平成 2 2 年 8 月 3 0 日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台 2 - 1 0 - 3 野 呂 恒 二			
件 名	府中市都市計画図、府中都市計画概要の実情との差異についての陳情			
〔陳情要旨〕 府中市都市計画図、府中都市計画概要が実施されず、計画図、概要が机上計画となっている。				
〔陳情理由〕 計画図及び概要が存在するも、現実は無関係のない「まちづくり」が実現している。				
1 道路法に規定する道路とは、幅員 4 メートル以上であること。都市計画図内の府中市道の 50% 以上は幅員 4 メートルである。歴史的に推察すると、これらの市道は、ほとんどが農道であった。幅員は約 1.8 メートル程度で、何ら地域住民に不具合はなかった。しかし、建築基準法が施行されることによって、建築物は道路に 2 メートル以上接していることが要求された。				
この農道も道路法を満足していなかった。急遽、農道の拡幅を行い、幅員 4 メートルとなった。「まちづくり」などではなく、曲がりくねった幅員 4 メートルの農道の出現であり、「まちのあるべき姿」などどこにも存在しない。				
もともと路（ミチ）は子どもたちの天国だった。現在は危険地域。猛獣より怖い鉄の塊が突進する。道路であるにも関係なく、両側に電柱が地球から生えている。この電柱、どんな時間に歩行するのか見たことがない。移動しない物体が道路を占拠しているとすれば、道路交通法違反でしょう。府中市はこれを認め、なおかつ道路の使用料を徴収している。一体、「まちづくり」だの「景観条例」だの、そのような行政は中止されたい。				
「まちづくり」を施策と定めるなら、現市民の生活を見つめることである。市道幅員 4 メートルとは参考図のとおりである。人はどこを歩むのか。自転車はどこを走るのか。「景観」を施策に定めるなら、道路両側に立つ電柱の上部を見上げればよい。クモの巣のように電力線、通信線が張りめぐっている。どこに、だれが景観上すばらしいと認めるか。こういう現に存在する問題を、生活者目線で一つずつ解決することが重				

要であり、新しい施策はその次でよい。

狭あい道路係は、幅員4メートルの市道に整備する目標を持っていると思います。しかし、前述したとおり、この狭あい道路には、鉄の塊は突進してきません。子どもたちの天国ですし、近隣者と立ち話をしているも何の危険もありません。これが人間の生活です。

提案。市道4メートル道路は計画的に一方通行とし、歩行者、自転車を優先すべきでしょう。もちろん、全市民の意見を聞き、警察と協議し。都市計画審議会が存在するのだから、熱く議論されたし。

- 2 府中市都市計画図は、常々思考するものですが、幼稚園児の塗り絵ではありません。図という二次元にいつまで固定しているのか。三次元にすれば、一般市民、また市を訪問する外部者にも理解が早まります。発泡スチロールのようなもので市全体を立体化（見える化）し、市庁舎入り口に設置することにより、都市整備部のまちづくりをアピールすることができます。

都市計画図は、細部にわたって「まちづくり」の基準を定めているかに見えます。しかし、一例ですが、建築基準法に基づいて建築確認済証を受理（交付）された後、済証とは全く異なった建築物を築造し、建築工事完了検査を受けないで建築物を使用、なおかつ都市計画に定められた建ぺい率40%、容積率80%をはるかにオーバーした建築物となっています。

建築指導課建築監察係に住所及び現場写真を提出し、調査、指導、建築主・設計者・監理の特定を願いました。十分時間をとった上で調査結果の報告を求めましたが、公表できないとのこと。当方で、登記所で調査すると、事実が判明。「まちづくり」をする意欲なし。府中市は、都市計画図は作成する。それだけ。建築指導課は確認済証交付だけ。監察は、改善指導もせず、公表もしない。

府中市というのは自治体（地方自治体）と考えていますが、自治が存在しない。「まちづくり」なぞというものは全人間的問題であり、人間を縦に引き裂けるものではありません。「まちづくり」を府中市がみずからつくろうと思うなら、府中市地方公務員が一丸となって取り組まねば、「まちづくり」なぞ夢のまた夢。

「まちづくり」の言語は行政文書からすべて削除し、発言を禁止すべきです。

3 都市高速鉄道

鉄道には駅舎が存在します。当然、駅舎には鉄道を利用する旅客が乗降します。駅舎設置時に駅前広場を確保するのは、鉄道企業者の当然の責務です。結果、市が毎日人員を派遣し、自転車の整理をしています。全く「まちづくり」がなっていない。

鉄道は、都市計画の最大重要なインフラです。

現在、バリアフリー法に基づき、各駅舎の改良工事が進行中です。都市整備部に忠告しても、業務外のような対応です。参考図のように土地の有効活用をすれば、自転車整理員は不要であり、利用者の利便も増します。旅客は、運賃を支払って鉄道を利用する消費者です。鉄道企業は、運賃支払い者に対し、利便性を払うべきです。

自治体は、鉄道企業者に偏ったサービスを与えるべきでなく、公正に対処すべきです。

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	1 5	受理年月日	平成 2 2 年 9 月 1 5 日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台 2 - 1 0 - 3 野 呂 恒 二			
件 名	都市整備部監察係の行政についての陳情			
〔陳情要旨〕 都市整備部建築指導課行政について 〔陳情理由〕 1 都市整備部では、都市計画図を作成し、もってまちづくりの指針としていますが、図を作成終了すれば、何もまちづくりは実現しません。 2 具体的に指摘しても、建築監察係は何の反応もしない。(白糸台 2 丁目 63) 3 地図を添付し、かつ登記所で所有権を特定しても、なお何の行動もしない。 4 以上の市行政であれば、税のむだ遣いであり、行政組織の存在は不要である。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	1 7	受理年月日	平成 2 2 年 9 月 1 5 日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台 2 - 1 0 - 3 野 呂 恒 二			
件 名	府中市白糸台小学校体育館屋根補強についての陳情			
〔陳情要旨〕 府中市白糸台小学校体育館屋根構造強度 1 屋根設計方針の誤り 2 耐震補強工事が施工されたが、屋根水平強度は満足されず、崩壊のおそれがある。 3 計画通知書が交付されているが、屋根自重が大である。 〔陳情理由〕 1 屋根面水平力不足 2 P C 板相互に緊結されているが、ピン緊結であり、変形する。したがって、屋根面水平力不足、崩壊のおそれ。 3 なぜ計画通知の発行時にチェック不能だったのか。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	1 8	受理年月日	平成 2 2 年 9 月 1 5 日	
陳情人住所氏名	府中市白糸台 2 - 1 0 - 3 野 呂 恒 二			
件 名	府中市白糸台小学校校門前壁面についての陳情			
〔陳情要旨〕 府中市白糸台小学校正門前壁面について 〔陳情理由〕 1 小学校正門前面にこのような異様な壁面が長期（昭和48年～平成22年）にそびえ立つのは、児童の教育施設として適正でない。 2 昭和48年から平成22年まで、47回も新入生を迎えています。 感性豊かな児童に何を見せるのか。 3 ある校長は、学校を神聖な場であると発見していたが、この壁面は神聖どころか倉庫以下。 4 学校は、児童数の増減により変化が発生する。 現在の壁面は短期（3～5年）の変化に対応するものである。 5 増築の方式は、ほかにも類あります。 新入生のショックははかり知れません。善処を望む。 6 学級の少人数化により、教室数の不足が考えられていますが、まだ国会で予算案は議決されていません。学級少人数化は未定決です。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	1 9	受理年月日	平成 2 2 年 1 0 月 6 日	
陳情人住所氏名	府中市美好町 3 - 1 - 1 1 宮 正 智			
件 名	憲法違反の外国人参政権による選挙を実施しないことを再確認する陳情			
〔陳情事項〕 1 憲法及び最高裁の判例に基づき、永住外国人には参政権がないことを確認することを求める。 2 永住外国人に参政権を付与する特例法が成立した場合でも、国の最高法規である憲法に違反した法律であるため、永住外国人に参政権を付与した選挙は実施しないことを求める。 3 永住外国人に参政権を付与する法案が成立した場合には、法律の廃止を国に強く要望するよう求める。 〔陳情趣旨〕 憲法違反である永住外国人への参政権を付与した選挙は、憲法で保障された国民固有の権利である参政権を侵害するため、これを実施しないことを求める。憲法に違反する法律によって選挙を実施すれば、国民主権が侵害され、国民の民意によらない議員によって、日本人より外国人を重視した地方議会及び行政が運営される危険性がある。この弊害は、特に、人口の少ない地方や永住外国人の多い地方での影響が著しく大きい。 憲法違反の選挙が既成事実化となれば、地方のみならず、国の主権、安全保障などに外国からの干渉を受けることになり、国家の存立に重大な危機となる。 参政権の付与が行われると、自治体によっては数万から数千の票が新たに発生することになる。地方選挙は、100票、200票の差で当落が決まる繊細なものである。新たに選挙権を得た永住外国人の組織投票が行われると、単純に当落に多大な影響を与えるのはもちろんのこと、新規に複数名の議員を擁立してくることすら可能である。 これまで地域の国民から信任され、選出されてきた地方議員が、地方自治体によっては2割から4割も落選し、外国人の支援を受けて当選した議員に入れかわる可能性もある。地方議会に外国人の影響力が強まり、自治体の教育や福祉、条例の制定、基地や原発、国との関係に支障が生じれば、地域住民の生活のみならず、国にとっても深刻な問題となる。				
付託する委員会				

陳 情 番 号	2 0	受理年月日	平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日	
陳情人住所氏名	府中市宮西町 1 - 1 8 - 6 ライオンズステージ府中 シティタワー 保育を考える府中の会 代表 影 山 並 子			
件 名	子ども・子育て新システム基本制度について府中市から国に対し計画を撤回する事を求める陳情			
政府は、2010年 6 月、子ども・子育て新システム基本制度案を決定しました。 その内容は、 ① 幼稚園・保育所・認定子ども園を一体化して「子ども園」とし、利用者（保護者）と事業者（園）の間の「直接契約方式」とする。 ② 財源を一元化して、「子ども・子育て包括交付金」として自治体に交付し、自治体の実施主体となる。 ③ 現金給付と現物給付をどう組み合わせるか、自治体の裁量に任せる。 地方自治体や関係者の理解のないままにこの制度案を性急に実施することを容認してはなりません。 2013年中に法案提出が予定されていますが、いまだに区市町村の関与についての詳細が明らかになっていない中、この「直接契約方式」が導入された場合、保育所運営事業者が入所する子どもを選択するようになり、保育に欠ける要件をどのように公平に判断するのかといった内容や、障害などで特に支援を要する子どもなど真の保育が必要な子どもが保育所へ入れないことが懸念されます。 すべての子どもたちが心身ともに健やかに育成されるよう、府中市から、国会及び政府に対し、この計画を撤回することを求めているよう強く陳情します。				
付託する委員会				